

社会福祉法人 福岡福祉会 役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、その職務のために、理事会又は監事監査、評議員会への出席、その他の職務遂行を行ったときは、報酬として日額5,000円を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、この報酬は支給しない。

また、評議員選任・解任委員についても、役員等に準じた支給額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は通貨をもって本人に支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年度定時評議委員会終結後より施行する。